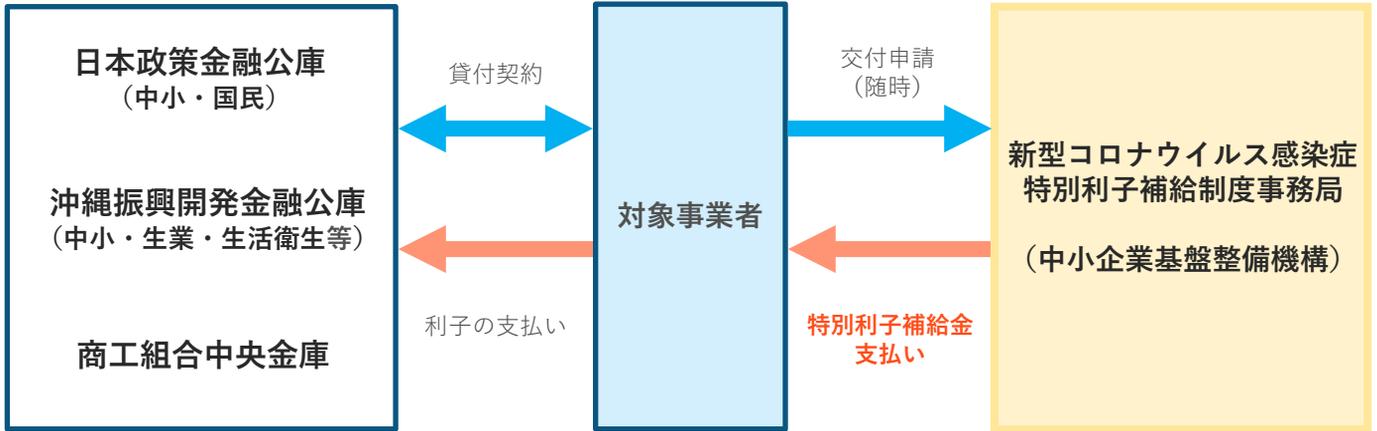


新型コロナウイルス感染症 特別利子補給事業のご案内

中小企業基盤整備機構は、日本政策金融公庫（日本公庫）、沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）、商工組合中央金庫（商工中金）の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等により借入を行った中小企業者等の皆様への一層の資金繰り支援として、一定の要件のもと利子額分を補填することにより、**実質的な無利子化**をいたします。

【事業スキーム図】



対 象 者	日本公庫等の新型コロナウイルス特別貸付等により借入を行った中小企業者等	
	① 個人事業主 (事業性のあるフリーランスを含み、小規模事業者に限る)	要件なし
	② 小規模事業者 (法人事業者)	売上高▲15%以上
	③ 中小企業者 (上記①②を除く事業者)	売上高▲20%以上
補 給 対 象 上 限	日本公庫 (中小事業)	1億円
	(国民事業)	3,000万円
	沖縄公庫 (中小企業資金)	1億円
	(生業資金及び生活衛生資金等)	3,000万円
	商工中金	1億円
※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額 (補正予算成立後)		
補 給 期 間	借入後当初3年間	

具体的な手続きについては、詳細が決まり次第、HP等でご案内いたします。

ご不明な点はお問合せください。

(独) 中小企業基盤整備機構
 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
 ☎ 0570-060515
 受付時間：平日・土日祝日 9時～17時